

令和元年 10 月 23 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

令和元年台風第 19 号による福祉避難所等に対する  
福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

令和元年台風第 19 号による福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣につきましては本年 10 月 15 日付 ( 介 87 ) 「令和元年台風第 19 号による災害の発生における高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」においてご連絡申し上げておりますが、今般、厚生労働省より、福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて、人件費や旅費等に関する費用に関して、災害救助費から支弁される旨の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。また、支弁対象および支給・精算の方法の詳細は添付の資料をご参照ください。

なお、福祉避難所として避難者（社会福祉施設等の入所者は除く。）を受け入れている社会福祉施設等は、避難者に対して食事等の提供、被服・寝具等の支給等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となる旨も記載されておりますのでご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

( 添付資料 )

- ・令和元年台風第 19 号による福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて  
( 令元. 10. 21 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課 )



事 務 連 絡  
令和元年 10 月 21 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管課長 殿  
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課

令和元年台風第 19 号による福祉避難所等に対する  
福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

令和元年台風第 19 号による福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについては、以下のとおり整理したので、管内市町村、関係団体及び社会福祉施設等に周知されますようお願いいたします。

1 福祉避難所等への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

福祉避難所等への福祉関係職員等の派遣に要する人件費は、概ね要配慮者（原則として、身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者（要介護者等）は除く。）10 人につき 1 人の相談等に当たる相談員等の配置に要する経費として、災害救助費から支弁されます。要配慮者の状況等に応じて相談員等の配置数については、柔軟に対応して差し支えありません。なお、支弁対象となる避難所は、あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要配慮者が避難している場合でも、福祉避難所として扱うことが可能です。

イ 旅費等

福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費は、被災地都道府県と内閣府との協議の上、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法に基づき、福祉関係職員等の派遣後に、派遣元の事業者、社会福祉施設等、福祉関係団体等（以下「派遣元事業者」という。）がその所在する都道府県

(以下「派遣元都道府県」という。)を通じて被災地都道府県に請求し、精算することになります。このため福祉避難所等への派遣に要する人件費及び旅費等については、派遣元事業者で立替払いをしていただくことを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元都道府県において一括して被災地都道府県との協議を行う等、派遣元事業者の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

### (3) 留意点

ア 被災状況に応じて、指定避難所、福祉避難所として指定されていないが、協定を締結するなどして発災時に福祉避難所として開設される「いわゆる福祉避難所」及びいわゆる福祉避難所ではないものの緊急避難的に社会福祉施設等の利用者の受入れを行っている社会福祉施設等へ福祉関係職員等を派遣する場合、本通知に基づき対応して差し支えありません。

イ 福祉避難所に避難している要配慮者のうち身体等の状況が社会福祉施設等への入所に適する程度の者（要介護者等）に対して、緊急に入所できる施設等が確保できない場合や在宅サービスの提供体制が整わない場合は、上記で避難所に配置された福祉関係職員等により対応することが可能となります。この場合、早期に社会福祉施設等への入所や在宅サービスの利用等への支援を行うようお願いします。

## 2 その他

福祉避難所として避難者（社会福祉施設等の入所者は除く。）を受け入れている社会福祉施設等は、避難者に対して食事等の提供、被服・寝具等の支給等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となります。費用の請求については、所在地の都道府県又は市町村に行うことになります。